

## 患者の視点の重視について

### 1 現行の診療報酬上の評価の概要

○ 平成15年3月に閣議決定された「基本方針」においては、「患者の視点の重視」について以下のように既述されている。

#### (3) 患者の視点の重視

##### ① 情報提供の推進

医療機関の施設基準や機能等に関する情報、診療・看護計画等の情報の提供を進める。

##### ② 患者による選択の重視

患者ニーズの多様化や医療技術の高度化を踏まえ、特定療養費制度の見直しを行う等患者の選択によるサービスの拡充を図る。

○ 情報提供の推進については、これまで院内掲示事項として省令、告示等により義務付けを行うとともに、個別の診療行為においても、患者への情報提供を基準として設けた上で報酬上の評価を行ってきている。

#### (患者への情報提供に係る主な規定)

##### ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（省令）

食事療養費及び特定療養費に関して掲示する情報を規定。

##### ・ 厚生労働大臣が定める掲示事項等に関する告示・通知

入院基本料、DPC調整係数、かかりつけ歯科医初診料、食事療養費、保険外負担に関して掲示する情報を規定。

##### ・ 療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱いについて（通知）

費用徴収の手続きにおいて掲示する内容を規定。

#### (患者への情報提供に係る主な診療報酬上の評価)

##### ・ 入院診療計画未実施減算（入院中1回） 350点

文書による治療計画等に関する説明を評価（入院後7日以内）。

##### ・ 手術に係る施設基準

患者に対して手術内容等を説明し文書で交付、手術件数の院内掲示を規定。

##### ・ リハビリテーション（理学療法、作業療法等）

患者に対する説明について規定。

- また、「患者による選択の重視」については、先進医療や、制限回数を超える医療行為について保険診療との併用を可能としたり、療養の給付と直接関係の無いサービス等について明確化を図ったりしてきている。

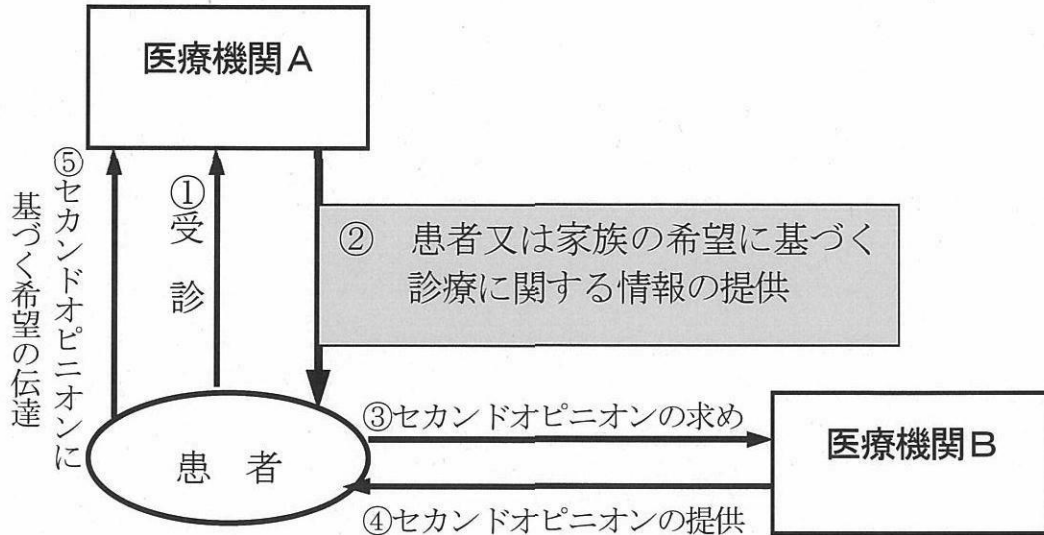
## 2 論 点

- 引き続き、情報提供の推進及び患者による選択の重視を推進することとし、具体的には、以下の事項について検討することとしてはどうか。

- セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）のための情報提供
- 外来迅速検体検査
- 医療費の内容の分かる領収書の発行

(1) セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）のための情報提供

(概念図)



- 近年、セカンドオピニオンについて要望が高まっていることから、患者又はその家族が希望した場合に、主治医から患者又はその家族に診療録写、検査結果、画像写等の診療に関する情報を提供すること（上図②）の推進について検討することとしてはどうか。

(留意点)

- 現在、診療報酬上の評価が行われている診療情報提供料は、医師が他医療機関での診療の必要性を認めた場合に、患者の同意を得て他医療機関に診療情報を提供することを評価したもの（別紙1）である。
- 医療機関Bは患者又はその家族が選ぶこととなるが、医療機関Bにおける相談料等についても検討が必要となる。
- 診療情報提供料は、特別の関係にある医療機関同士では算定できないこととされているが、セカンドオピニオンのための情報提供についてはどう考えるか。

## (2) 外来迅速検体検査

- 外来における初回の診察後に検体検査を実施し、同日中に当該検体検査の結果に基づき再度診察等を行う体制が整備されている場合は、迅速かつ適切な診断・治療に繋がるとともに、患者にとっても医療機関の受診回数を減らすことができる等多くの利点を有することから、これを推進することについて検討することとしてはどうか。

### (留意点)

- 外来において、初回の診察に基づき必要な検体検査を迅速に実施し、同日中（時間外、深夜を除く。）に検査結果に基づく第2回目の診察を行うこととなる。

### (3) 医療費の内容の分かる領収書の発行

#### ① 現 状

- 療養の給付に係る領収書の交付については、平成12年度診療報酬改定に係る中医協の審議を踏まえ、保険局長通知（別紙2）において、
  - ・ 患者から求めがあれば、患者の支払った金額の領収書の発行を行うこと
  - ・ 医療費の内容の分かる領収書については、各保険医療機関等において体制を整え、その発行に努めることとし、領収書の発行を促しているところである。
  
- 現状、各保険医療機関等が患者から療養の給付に係る費用を徴収した際に発行する領収書には、徴収した費用の総額のみを表示のものから、検査、投薬等の区分ごとの金額が表示されているもの、さらには個々の検査、投薬等の金額が表示されているものまで、様々である。（別紙3）
  
- 6月15日の中医協総会においては、「患者に診療報酬の単価が分かるよう詳しい明細書を発行させることについて、中医協で検討すべきである。」旨の意見があったところである。

#### ② 論 点

- 患者に対する適切な情報提供の観点から、患者が自ら受けた診療の内容及びそれに要する費用を確認できる体制を整備するため、
  - ・ 医療費の内容の分かる領収書の発行の更なる推進
  - ・ 患者にとって分かりやすく、保険医療機関等にとっても説明しやすい領収書の標準的な様式について、検討することとしてはどうか。